



平成29年度 瑞穂市一時預かりのしおり



【一時預かりとは】

保護者のかたが次の理由でお子さんを家庭で保育できない場合に、保育所で一時的にお預かりする制度です（学校行事、各種団体行事等、主催者が明らかな行事等に参加する場合は対象外です。）。

- ① 保護者の就労形態により、家庭における保育が困難となる乳幼児に対する保育（非定型的保育サービス事業） …仕事の都合等
- ② 保護者等の傷病や入院により、緊急・一時的に保育を必要とする乳幼児に対する保育（緊急保育サービス事業） …出産、通院や治療、看護等
- ③ 私的理由その他による保育（私的理由やその他の事由による保育サービス事業） …冠婚葬祭、引越し、保護者の育児に伴う負担を解消するための保育

【利用期間】

1月あたり14日まで（上記①の場合は、週3日を限度とします。）。なお、定員によりご利用いただけない場合がございます。

【対象児童】

市内在住の生後10か月以上から小学校就学前のお子さんで、保育所や幼稚園に通っていないかた

【利用時間】

施設名	平日	土曜日
別府保育所 牛牧第2保育所 中保育・教育センター	8時30分～16時	8時30分～正午
私立清流みずほ保育園	7時30分～19時30分	7時30分～17時30分

【保育料等】

年齢	4時間未満	4時間以上	給食（間食を含む）
0歳児	1,600円	3,200円	350円
1・2歳児	1,200円	2,400円	
3歳以上児	1,000円	2,000円	300円

※保育料は、平成29年4月1日現在の年齢で計算します。

※保育時間が8時間を超える場合（私立清流みずほ保育園のみ実施）、1時間あたり0歳児400円、1・2歳児300円、3歳以上児250円の保育料を加算します。

※生活保護法による被保護世帯は、保育料が免除になる場合があります。詳しくは、幼児支援課へお問い合わせください。

【保育料の納付方法】

お帰りの際に、保育所で納付していただきます。おつりがないようにご用意ください。

【申込方法】

- ①実施保育所で事前登録をします。印鑑及びお子さんの健康保険証をお持ちください。
※登録は1年更新です。実施保育所のいずれか1か所で登録すれば、利用期間の限度範囲内で、4か所の保育所の一時預かりが利用できます。
- ②利用を希望する月の前月15日までに利用申込書を提出してください。
定員を超える申込みがあった場合、希望どおりに利用いただけない場合があります。
- ③ご利用当日、登所時に、当日の健康状態、緊急連絡先等を利用申込書に記入し提出してください。
 - ・やむを得ず緊急でご利用になりたい場合は、速やかに登録するとともに利用申込書を提出してください。
 - ・登録時に「一時預かり利用ノート」をお渡しします。利用の都度、お持ちください。

【ご利用にあたって】

- 1 お子さんの送り迎えは、保護者のかたが責任をもってお願いします。
- 2 登所時間が遅くなったり、変更となる場合は、お電話でお知らせください。
- 3 保育中であっても、病気や怪我などお子さんの心身に異状が生じたときにはご連絡いたしますので、お迎えに来てください。
- 4 給食を提供できない日がございます。その場合は、お弁当を持参してください。
- 5 持ち物、衣類、寝具、おむつ、エプロン等には、必ず名前を書いておいてください。
- 6 持ち物は、下記のとおりです。

持 ち 物	3 歳 未満児	3 歳 以上児
午睡用具（掛布団・敷布団）	*	*
汚れた物入れビニール袋 4枚（大2枚、小2枚）	*	*
おむつ・トレーニングパンツ・パンツ （お子さんに合ったもの）	*	*
大便時おしり拭き用ペーパー	*	
着替え用衣類（季節に合った下着・上着・ズボン） 各2枚	*	*
食事用エプロン 1枚	*	
手拭き用タオル 1枚	*	*
帽子	*	*

※「一時預かり利用ノート」は、利用の都度、お持ちください。

※靴は、足に合ったもので、履きやすいものをお願いします。

※0歳児のお子さんは、ご家庭で使用しているコップを持参してください。

【実施保育所・問い合わせ】

別府保育所	（別府144番地1）	電話：058-326-4747
牛牧第2保育所	（祖父江170番地）	電話：058-327-1862
中保育・教育センター	（美江寺223番地）	電話：058-328-2301
私立清流みずほ保育園	（森555番地）	電話：058-328-7375